社長のマネジメントをサポート

経営管理マガジン

9

September 2018



02 経営TOPICS

売れる商品は『色』で決まる!? 購買行動と色の深い関係

03 データで見る経営

新事業、最も関心が集まっているのは 『環境・エネルギー』

04 税務・会計2分セミナー

省エネ・再エネに向けた設備投資で 受けられる税制優遇

05 労務相談室

フルタイムで働くパート社員の 社会保険を未加入にできる?

06 社長が知っておきたい法務講座

消費者トラブル急増に対処 定期購入契約の表示義務が明確化!

07 増客・増収のヒント

増え続ける訪日外国人を 新たな顧客として取り込むには?

08 経営なんでもQ&A

ヘッドハンティングの際に 注意すべき点は?

問い合わせ:永井会計事務所

住所:神奈川県藤沢市稲荷1-9-52-2

TEL: 0466-21-7530 FAX: 0466-81-8150

本誌掲載記事の無断転載を禁じます

売れる商品は『色』で決まる!? 購買行動と色の深い関係

毎日届く新聞の折込チラシでまず目に飛び込んでくるのは、赤や黄色が目立つスーパーや家電 量販店などの大安売りのチラシです。一方、分譲マンションのチラシは白やベージュがメイン。こ のように、見る人にインパクトを与えたり、落ち着いた印象を与える上で、色は重要な役割を果た します。色は人間の心に影響を与えます。このため、色によって人の購買行動にも影響が出てくる のです。

赤は購買意欲をそそる? ヒット商品と『販売色』

商品やサービスを展開する際に色は重要視され ており、特に小売業やサービス業などでは、広告 デザインなどに印象的な色を意図的に採用してい ます。そのなかでも、特に多くの商品やサービスに 使われているのが、『販売色』と呼ばれる以下の4 色です。

赤……非常に目を引く色。積極性を引き出す色で あり、顧客の購買行動を喚起する

青……知性や信頼、爽やかさをイメージ。医薬品や 清涼飲料水などの商品にも使われる

白……清潔で新品なイメージ。生活家電が白いの は、清潔感を演出できるという説も

黒……高級で重厚なイメージ。贅沢品に使われ、 特別感を醸し出すことができる

身の周りのヒット商品の多くは、この『販売色』 のいずれかが使われていることがほとんどです。 その他にも、黄色には明るさや希望、紫には癒や しや感受性の向上、オレンジには親しみやすさ、ブ ラウンには安定感や落ち着きなどのイメージがあ ります。商品の特性によって使用する色を選んで いくことが重要です。

顧客の特性に合わせて、

ただ単に『販売色』を使えば商品やサービスが 売れるというわけではありません。配色は『適材適

所』であることが重要です。

例えば、顧客が落ち着きたいと思って入る喫茶 店の内装に、行動的な色である赤を使用するのは NG。心を落ち着かせ、リラックス効果のあるべー ジュやブラウンを用いるのが一般的です。

逆に、ファーストフードなどのチェーン店では、 顧客の回転率を上げるため、あえて赤や黄色など の行動的な色を取り入れる場合もあるようです。

また、色の好みには男女差もあります。一般的 に女性は、ピンクやオレンジ、赤などの暖色系を 好む傾向にあり、男性はネイビーやグレー、モス グリーンなどの寒色系や濃い色を好む傾向があり ます。

つまり、女性向けの商品には、ネイビーよりもピ ンクを取り入れたほうが、より好まれやすいとい うわけです。

この特徴を活かしたのがECサイト(オンライン ショッピング)です。男性向けサイトと女性向けサ イトを比較すると、使われている色が異なること に気がつきます。男性向けサイトは色がモノクロ 主体で、全体的にシンプルかつ情報が簡潔に書か れています。女性向けサイトはピンクなどのポッ プな色がメインとなります。これは閲覧者の『かっ こいい』や『かわいい』という感情を呼び起こし、 購買へとつなげるためです。

このように、色とマーケティングは切っても切り 離せない関係にあります。上手に色を活用して、 売上アップへとつなげましょう。

新事業、最も関心が集まっているのは 『環境・エネルギー』

地球温暖化問題や資源枯渇問題などによって、火力に代表される従来のエネルギーの限界が 各国で論じられるようになりました。同時に、それらに代わる『再生可能エネルギー』が求めら れるようにもなっています。このような状況下で、再生可能エネルギーの導入により、世界の後 進国となっている日本では、政府が『エネルギーシステムの一体改革』によって、業界の規制緩 和を推進しました。異業種や海外企業が参入しやすい土壌が整ってきており、中小企業の関心 も高まりつつあります。

中小企業の約2割が 『環境・エネルギー』に関心

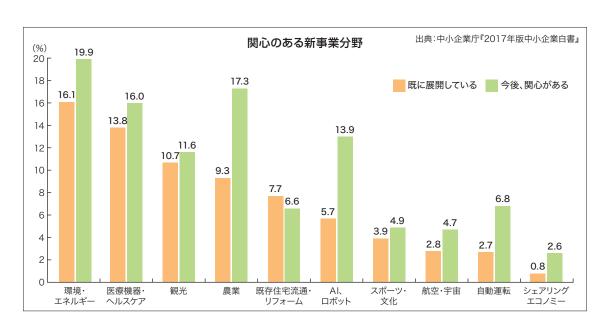
中小企業庁『2017年版中小企業白書』によれ ば、中小企業の19.9%が『環境・エネルギー』を今 後関心がある新事業分野として挙げました。これ は、『農業』(17.3%)、『医療機器・ヘルスケア』 (16.0%)といった他の成長分野と比べても高い 数字です。この背景には、再生可能エネルギーの 発電コストが低減化していることがあります。世界 150カ国以上が加盟するIRENA(国際再生可能 エネルギー機関)は、2018年1月にまとめた報告 書のなかで、2010年から2017年までの約7年 間に、太陽光発電のコストは73%、風力発電(陸 上)のコストは約25%低下していることを公表し ました。

また、政府も中小企業の環境経営を支援してい ます。環境省は、自治体からの補助や金融機関か らの低利融資を受けられる『エコアクション21』と いう認証制度を設けました。環境省のガイドライ ンに沿って取り組みを行うことで、総合的な環境 対応が可能になったり、社会からの信頼を獲得で きたり、経営面での効果もあげることができます。

再生可能エネルギーの 普及がカギ

再生可能エネルギー市場に実際に参入した中 小企業には、資金力こそ大企業には劣るものの、 大企業とは異なったノウハウや技術、サービスを 開発することで、顧客開拓に成功しているケース があります。

まだ成長の余地が大きく残されている再生可 能エネルギー市場。マーケット参入に成功した事 例も増えており、中小企業の関心はさらに高まっ ていくものと予想されます。



省エネ・再エネに向けた設備投資で 受けられる税制優遇

2017年12月22日に閣議決定された『平成30年度税制改正大綱』では、省エネ投資を行った企 業や再工ス設備を導入した企業に特別償却などを講じる『省エネ再エネ高度化投資促進税制』 が盛り込まれました。今回は、省エネ・再エネに向けた設備投資で受けられる税制優遇について ご紹介します。

『省エネ再エネ高度化 投資促進税制』とは?

政府は2030年を目処に、太陽光や水力、風力 などの再生可能エネルギーと原子力などのエネ ルギーを組み合わせ、電力の安定&安全な供給 を図るための最適な組み合わせを維持する"エネ ルギーミックス"を実現しようとしています。これ に向けて、各企業の省エネ設備投資と再生可能 エネルギーの導入拡大を促進するために、新た な税制措置が新設されました。それが、『省エネ 再工ネ高度化投資促進税制』です。

省エネ・再エネに向けた設備投資で 受けられる税制優遇とは?

『省エネ高度化投資促進税制』は、事業者単体 か複数の事業者が連携して、産業用ヒートポンプ や高効率工業炉・高性能ボイラーなど、省エネ効 果の高い大規模な設備を導入した場合、一定の 条件をクリアすれば30%の特別償却、または7% の税額控除の税制優遇を受けられるというもの です。

ただし、この税制を利用できるのは、青色申告 書を提出する個人・法人であって直近2年度(平 成30年度においては、平成28年度と平成29年 度)に提出した定期報告書に基づく『事業者クラ ス分け評価制度』の評価がいずれもS評価である 特定事業者・特定連鎖化事業者等となりますの で、ご注意ください。

『再エネ高度化投資促進税制』は、中小水力発 電設備や地熱発電設備などの再生可能エネル ギー設備か、蓄電池や自営線など、それに付帯す る設備を導入した場合に、20%の特別償却を受 けられるというものです。対象となる再生可能工 ネルギー設備には、付帯設備として太陽光や風 力用の蓄電池は含まれますが、太陽光発電設備 及び風力発電設備自体は含まれませんので、ご 注意ください。

どちらも平成31年度末までの税制措置となっ ています。ただし、省エネ高度化投資促進税制の 利用にあたっては、確認申請書を作成し、所管の 経済産業局に提出の上、本税制措置を受ける事 業年度末までに確認書の交付を受ける必要があ ります。

各企業に広まる省エネ・再エネの動き

LED電球のようなすぐに対応できるものに比 べ、工場などでの大規模な設備投資は経営判断 が必要であり、必ずしもスムーズに行えるもので はありません。そこで今回の『省エネ再エネ高度 化投資促進税制』の設立は、そんな現状を打破 するきっかけになると考えられています。実際に、 各企業の省エネへの関心は高まりつつあり、中部 電力では大規模な電力を必要とする工場のコン プレッサーに対する省エネ手法の強化、東京建 物では同社のビルに省エネ型の冷房システムを 設置するなど、省エネに対する具体的な動きも出 てきています。

もちろん、CSRの観点からも、省エネ・再エネと いったエコは非常に重要です。税制の新設をきっ かけに、省エネ・再エネ設備の導入や取り組みな どを考えてみてはいかがでしょうか。

フルタイムで働くパート社員の 社会保険を未加入にできる?



当社は弁当や総菜の製造・販売をしています。従業員は10人前後が入れ替わりなが ら働いている状態です。フルタイムで働いているパート社員の社会保険を未加入に したいのですが、それは可能なのでしょうか?



法人の場合、従業員が1人でもいると強制加入となります。 個人であれば、『従業員数』と『事業の種類』によって判断されます。

事業所が社会保険に加入する基準

事業所が健康保険に加入するかどうかは、以下 の3つによって決まります。

- 事業の態様(法人・個人)
- ●従業員数
- ●事業の種類

法人であれば、従業員が1人でもいれば強制加 入となります。

個人の場合、従業員が5人以上であれば強制加 入の対象となりますが、非適用事業であれば加入 する必要はありません。

非適用事業とは以下の通りです。

- ●農業
- ●牧畜業
- ●水産養殖業
- ●漁業
- ●サービス業(ホテル、旅館、理容、娯楽、スポー ツ、保養施設などのレジャー産業)
- ●法務(弁護士、税理士、社会保険労務士など)
- ●宗教(神社、寺院、教会など)

今回のケースは、弁当や総菜の『製造』と『販 売』を行っているので、強制適用の対象となりま す。

飲食・料理業が『主なる事業』であれば、 保険加入は強制されない

これに対して、飲食・料理業は以下の理由から非 適用事業となります。『料理店・飲食店等は物の販 売のみが目的ではなく、場所の提供、サービス等も 含んでおり、社会通念上も販売業とは区別されて いる』(昭18・4・5・保発905号)。

一つの事業所で異種の事業が併存的に行われ る場合は、『一つの事業が他の事業に従属附帯す るときは、「主なる事業」と一体的にその適用を決 定』します(昭25・11・30保文発3082発)。

『主なる事業』が販売であれば、従業員が5人以 上の場合に限り、社会保険に加入する義務が生じ ます。『主なる事業』が飲食店であれば、従業員規 模に関係なく非適用事業所として扱われます。





社長が 知っておきたい 法務講座

通販サイトによくある『ワンコインで1カ月お試し』などの記載に惹かれ、つい 購入してしまうことってありませんか?

しかもお試し期間を過ぎたまま放置していると勝手に本登録されていて、1カ 月後に同じ商品が送られ、500円どころか5.000円近くお金が引き落とされ ていたり、挙句の果てには、それが何カ月も続いたり……。

そんな相談が増えたため、特定商取引に関する法律等が改正され、定期購入 契約に関する表示義務が追加・明確化されました。

1. 表示義務の追加

通信販売を行う事業者が販売条件を 広告する場合には、原則として表示すべ き事項が特定商取引に関する法律及び 施行規則に定められています。しかし、 施行規則の改正(平成29年6月30日 公布)に伴い、『商品の売買契約を二回 以上継続して締結する必要があるとき は、その旨及び金額、契約期間その他の 販売条件』を記載すべきことが明記され ました。

この『商品の売買契約を二回以上継 続して締結する必要があるとき』につい ては、平成29年11月1日に出された通 達(『特定商取引に関する法律等の施行 について』)において、『たとえば、"初回 お試し価格"等と称して安価な価格で商 品を販売する旨が表示されているが、当 該価格で商品を購入するためには、そ の後通常価格で○回分の定期的な購 入が条件とされている等、申込者が商 品の売買契約を2回以上継続して締結 する必要がある場合』と説明されていま す。

また、『その他の販売条件』には、『そ れぞれの商品の引渡時期や代金の支払 時期等が含まれる』と説明されていま す。

2. 表示方法の明確化

特定商取引に関する法律及び施行規 則は、『顧客の意思に反して売買契約の 申込みをさせようとする行為』を禁止し ています。

インターネット通販においては、

- 1. あるボタンをクリックすれば、それが 有料の申込みとなることを、消費者 が容易に認識できるように表示して いないこと
- 2. 申込みをする際に、消費者が申込み 内容を容易に確認し、かつ、訂正でき るように措置していないこと

がこれに該当するとされています。

今般、上記通達の別添7『インター ネット通販における『意に反して契約の 申込みをさせようとする行為』に係るガ イドライン』において、定期購入契約の 場合の留意点が追加され、最終確認画 面において『主な契約内容』=『契約期 間(商品の引渡しの回数)、消費者が支 払うこととなる金額(各回ごとの商品の 代金、送料および支払総額など)、およ びその他の特別の販売条件がある場合 にはその内容』がすべて表示される必要 があることが明記されました。

上記ガイドラインには、具体的なサイ ト画面の表示例も掲載されています。改 めて自社のサイト画面を確認する契機 としてみてはいかがでしょうか。





増え続ける訪日外国人を 新たな顧客として取り込むには?

JTB総合研究所『観光統計』によると、訪日外国人の数は年々増えており、2016年は約2,400万人、2017年は約2,800万人を記録しました。今後も増え続ける訪日外国人を新規の顧客として取り込むためには、何が必要になってくるのでしょうか。

企業・行政の実情と、 始まったユニークな動き

訪日外国人の数は年々増加している一方で、企業や行政側がこのチャンスを活かしきれていないという現実があります。東京商工会議所は、東京23区内の中小企業を対象に訪日外国人旅行者の増加による影響を調査。これによると、外国人需要獲得に向けて対応している企業は全体の26.1%でした。

そんななか、先進的な取組みとして、JTBビジネスイノベーターズとアイ・ティ・リアライズは、訪日外国人客に向けて、自国の通貨で決済できるスマートフォン(以下、スマホ)サービス『Japan Travel Pay』の実証実験をスタートさせました。これは、あらかじめクレジットカードを登録しておけば、買い物の際にスマホに電子スタンプを押してもらうだけで決済ができるというもの。また、兵庫県・南あわじ市は、7ヵ国語の翻訳機能を持ったタブレット端末を、市内の店舗や施設に無償で貸し出しています。この端末はQRコード決済に対応しており、お客さんのスマホに表示されたQRコードを読み取らせることで、決済が完了します。

このほか、個人規模の飲食店の一部では、外国

人客に向けて、味付けのメニューを開発したり、宗教を意識した食品の材料表示メニューの導入などが進められています。

情報を『多言語化』するだけでは対応できない!?

店舗での対面サービスのほかに、WEBサイトにおける訪日外国人への対応も進めなければいけません。しかし、単純に既存のWEBページを多言語化すればいいというものではありません。国によって、『機械をどのように操作するか』、『何を見やすいと感じるか』といったインターフェイスや表示方法は異なり、またサイトを訪れるターゲットによっても、見やすい構成や中身は異なります。日本人にとっては見やすいと思われるようなサイトが、外国人にとっては見づらい場合もあります。したがって、多言語化への対応はもちろん、イラスト化や図表化など、言語に頼らないサイト作りを心がける必要があります。

今後ますます訪日外国人の増加が予想されるなかで、対面でもWEBサイトでも、彼らと常に同じ目線に立つことが、ビジネスチャンスを逃さないための大きなポイントになりそうです。





ヘッドハンティングの際に 注意すべき点は?



ライバル会社の、営業成績トップのエース社員と接触する機会がありました。彼を当社 にヘッドハンティングしたいと思うのですが、気をつけることはありますか?



ヘッドハンティングは、在職中の労働 者に対して、在職先とは別の使用者 との間で労働契約を締結するよう、 労働者に働きかける行為であり、原 則として適法なものです。もっとも、 ヘッドハンティングの方法によって は、例外的に違法であると判断され、 引き抜かれた会社に損害の賠償をし なくてはならない場合もあります。

そして、従業員が退職後にそれらの従業員を 受け入れる会社(ヘッドハントをした会社)が、上 記の引き抜き行為に積極的に関与をしている場 合には、違法な引き抜きを会社も一緒になって 行ったと評価され、共同不法行為責任を負うこと となります。

万が一、損害賠償請求を 受けた際の金額は?

では、実際にライバル会社から損害賠償請求を されてしまった場合、請求額はどの程度になるの でしょうか?

案件によってその額は変わってきますが、ヘッド ハンティングを受けたことで得られたはずの利益 が得られたなかった場合には、その損失額が原則 となります。しかし、新たな採用コスト、社員の育 成費などが考慮されることもありえます。

上記の裁判例では、ヘッドハンティングがなさ れた後1か月の減収額から、引き抜きをされたこ とにより支払いを免れた人件費を控除した金額が 損害額として認められています。

他社の社員をヘッドハンティングする際には、 方法等によりリスクが伴うことがあります。ヘッド ハンティングを行う際は、プロのエージェントを 介するなど、できるだけトラブルにならない方法 で進めていきましょう。

社会的相当性を逸脱した場合は 違法になることも

ヘッドハンティングは原則として適法な行為で す。しかしながら、『ある企業が競業企業の従業 員に自社への転職を勧誘する場合、単なる転職 の勧誘を越えて社会的相当性を逸脱した方法で 従業員を引き抜いた場合には、その企業は雇用 契約上の債権を侵害したものとして、不法行為と して右引抜行為によって競業企業が受けた損害 を賠償する責任がある』とされています(東京地 方裁判所平成3年2月25日判決)。

この事件は、ある企業が競業企業の幹部従業 員と共謀して、競合企業の一大プロジェクトに関 わる人間を一度にまとめて引き抜いたという事案 で、競業企業の幹部社員と、引き抜きを行った会 社が共同不法行為責任を負うとされました。

この裁判例では、引き抜きをされる会社に在籍 している従業員が、退職前に引き抜き行為を行う ことが違法であるかどうかは、

- 1 転職する従業員のその会社に占める地位
- 2. 会社内部における待遇および人数
- 3 従業員の転職が会社に及ぼす影響
- 4. 転職の勧誘に用いた方法等諸般の事情

以上の点を総合考慮して判断するとされています。

